

# シンガポールにおける 知的財産法改正について



Drew & Napier LLC, Intellectual Property

Yvonne Tang  
(Director  
弁護士)

Jaswin Kaur  
Khosa  
(Associate  
Director 弁護士)

Yvonne は、知的財産 (IP) 業務のあらゆる場面で精力的に活動している。彼女は知的財産業務に 20 年以上従事しており、法的なキャリアを知的財産分野において築いてきた。彼女のクライアントには、多国籍企業や地元企業が含まれる。

Jaswin はシンガポールにおける資格を持った弁護士であり、知的財産 (IP) 業務のあらゆる場面で活動している。

## 【概要】

シンガポールでは、2022 年改正知的財産法が施行され、これに伴い知的財産関連規則が改正された。本稿では、2022 年改正知的財産法および規則改正に伴う特許、商標、意匠、植物品種、地理的表示に関する手続の変更について解説する。

## 【詳細】

### 1. はじめに

2022 年改正知的財産法<sup>1</sup>は、2022 年 1 月 12 日に議会を通過し、2022 年 2 月 8 日に大統領によって承認され、2022 年 5 月 26 日に施行された。

これに伴い、以下の知的財産関連規則が改正された。

(a) 特許規則 (Patents (Amendment No. 2) Rules 2022)

(b) 特許代理人規則 (Patents (Patent Agents) (Amendment) Rules 2022)

<sup>1</sup> Intellectual Property (Amendment) Act 2022  
<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/7-2022/Published/20220228?DocDate=20220228&Provs=s=al-#al->

- (c) 植物品種保護規則 (Plant Varieties Protection (Amendment No. 2) Rules 2022)
- (d) 意匠規則 (Registered Designs (Amendment No. 2) Rules 2022)
- (e) 商標規則 (Trade Marks (Amendment No. 2) Rules 2022)
- (f) 商標 (国際登録) 規則 (Trade Marks (International Registration) (Amendment) Rules 2022)
- (g) 地理的表示規則 (Geographical Indications (Amendment No. 2) Rules 2022)

シンガポール知的財産庁 (IPOS) は、手続の変更を詳述した「通達 2022 年第 1 号 (Circular No.1 of 2022)」を発行し、特許、商標、意匠、植物品種、知的財産全般、様式の統合についての変更内容を提示した。その主な変更内容について、以下に解説する。

## 2. 特許に関する手続の主な変更点

特許規則 (Patents (Amendment No. 2) Rules 2022) は、次のサイトで確認できる。

<https://sso.agc.gov.sg/SL-Supp/S399-2022/Published/20220523?DocDate=20220523#pr25->

特許に関する手続の主な変更点は、以下のとおりである。

- (a) 英訳による国際出願の公開の様式および付随する手数料を削除  
(特許規則 86(7)削除)

国際出願が英語以外の言語で提出および公開されている場合において、出願人は様式 38 を提出する必要がなくなり、英語の翻訳文を公開するために手数料を支払う必要がなくなる。

- (b) 要約に添付する図の数を 2 つまでに制限 (特許規則 22(6)修正)

特許明細書に図面が含まれる場合、最大 2 図まで提示できる。より適切な公開情報検索を可能とするために、出願人は発明を最も特徴付ける図を選択することが推奨される。

(c) 所定の状況における所定の書類の提出義務の廃止（特許規則 26(4A)追加）

たとえば、特許出願が先の出願を参照する場合、先の出願に関する書類がすでに提出されていた場合、先の出願に対応する書類の複写の提出は不要となる。

(d) 配列リスト（配列表）の提出に関する新たな要件の導入（特許規則 19 A 追加）

特許出願が配列を開示する場合、特許出願の明細書には、配列リスト（生物医学的発明におけるヌクレオチドおよび/またはアミノ酸配列など）を含める必要がある。提出する配列リストは、WIPO 標準を満たす必要がある。

(e) 実体審査中の軽微な修正のために導入された新しい手順（特許規則 46AA 追加）

改正前の審査過程では、審査官が最初のまたは追加の「書面による見解書（written opinion）」を発行していた。しかし、今回の改正により、審査官が、軽微な補正によって特許が付与される可能性があると考えられる場合、審査官は「補正指令書（invitation to amend）」を発行することができる。

(f) 審査を第一の発明に限定（特許規則 45(1A)追加）

審査中に、出願が単一の発明概念を構成しない 2 つ以上の発明に関連していると思われる（単一性の要件を満たさない）場合、出願の請求項に記載されている最初の発明に関連する 1 つの発明に限定して審査されることとなり、登録官はその事実を出願人に通知する必要がある。

(g) 所有者の詳細情報の訂正または修正手続の導入（特許規則 58 A 追加）

改正前は、所有者の詳細情報の誤り（たとえば、所有者の名前の誤植）を修正する唯一の方法は、「名前の変更」届を提出することであった。しかしながら、厳密

にいうと、所有者は名前を変更していないにもかかわらず「変更届」を提出することとなっていた。改正後は新しい様式 CM4 を用いて、所有者の詳細情報の訂正および／または修正の要求を申請することができる。

### 3. 植物品種保護に関する手続の主な変更点

植物品種保護規則（Plant Varieties Protection (Amendment No. 2) Rules 2022）は、次のサイトで確認できる。

<https://sso.agc.gov.sg/SL-Supp/S401-2022/Published/20220523?DocDate=20220523>

植物品種保護に関する手続の主な変更点は、以下のとおりである。

- (a) 追加情報の提出期間を延長する裁量権の登録官／審査官への付与（2022 年改正知的財産法第 22 条(c)による植物品種保護法第 17 条(5)追加)
- (b) 保護付与日の応当日から 6 か月とする年金延滞金制度の導入（植物品種保護規則 47(3)追加)

### 4. 意匠に関する手続の主な変更点

意匠規則（Registered Designs (Amendment No. 2) Rules 2022）は、次のサイトで確認できる。

<https://sso.agc.gov.sg/SL-Supp/S402-2022/Published/20220523?DocDate=20220523>

意匠に関する手続の主な変更点は、以下のとおりである。

(a) 物品と非物理的製品<sup>2</sup>の組物に関する意匠の登録申請手続の明確化（2022 年改正知的財産法第 35 条、第 38 条による意匠法第 66 条改正）

意匠法における「物品」、「非物理的製品」の定義に「物品および非物理的製品の組物」が含まれ、保護対象とされ、「物品および非物理的製品の組物」に関する意匠登録申請手続が明確に規定された。

(b) 権利の部分放棄手続（実務）の更新（意匠規則 14A 追加）

所有者は、登録された意匠の特定の特徴に関する権利を自発的に放棄することができるようになった。

(c) 失効した権利の回復期間を 6 か月から 2 か月へ短縮（意匠規則 25(2)(a)修正）

(d) 所有者の詳細情報の訂正または修正手続の導入（意匠規則 24A 追加）

前記 2.(g)と同様である。

(e) 優先権番号提出の義務化（意匠規則 19(2AA)追加）

改正前は、優先権主張出願の出願番号の提出は要求されなかったが、改正により、提出が必須となる。

(f) 出願申請様式以外の様式提出に対する期限後救済措置の廃止（意匠規則 37(6)、(7)追記）

出願申請様式以外の一般的な様式としては、ライセンスや担保権の登録・変更・抹消申請、所有権移転登記申請などがある。これらの様式に関して、提出期限が厳格化される。これらの様式に関する手続の不備に対し、登録官／審査官が指定した期限内に応答できなかった場合、その手続は拒絶され、改めて申請手続および手数料の納付を行うことになる。

---

<sup>2</sup> 非物理的製品の意匠保護に関するガイドライン

<https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/design/guidelines-and-useful-information/registered-designs---guidelines-for-non-physical-products.pdf>



## 5. 商標に関する手続の主な変更点

商標規則 (Trade Marks (Amendment No. 2) Rules 2022) は、次のサイトで確認できる。

<https://sso.agc.gov.sg/SL-Supp/S403-2022/Published/20220523?DocDate=20220523>

また、商標 (国際登録) 規則 (Trade Marks (International Registration) (Amendment) Rules 2022) は、次のサイトで確認できる。

<https://sso.agc.gov.sg/SL-Supp/S404-2022/Published/20220523?DocDate=20220523>

商標に関する手続の主な変更点は、以下のとおりである。

(a) 国内商標出願の登録官による拒絶理由通知後の部分的受理のための新しい仕組み (商標規則 24(2)修正)

改正前は、複数の指定商品・役務を含む国内出願に対して登録官／審査官から一部の指定商品・役務について拒絶理由通知が出され、出願人が応答しなかった場合、当該指定商品・役務に対してのみの拒絶理由であっても、出願全体が拒絶承服による取下として取り扱われていた。改正後は、拒絶理由の対象になった指定商品・役務のみの取下とみなされ、拒絶理由の対象とならなかった残りの指定商品・役務を含む出願は部分的に受理されるようになる。

(b) 失効した権利の回復期間を 6 か月から 2 か月へ短縮 (商標規則 77AA 追加)

(c) 所有者の詳細情報の訂正または修正手続の導入 (商標規則 57 修正)

前記 2.(g)と同様である。

(d) 優先権番号提出の義務化 (商標規則 18(2A)追加)

前記 4.(e)と同様である。

(e) 出願申請様式以外の様式提出に対する期限後救済措置の廃止（商標規則 55(6) 追記）

前記 4.(f)と同様である。

## 6. 地理的表示に関する手続の主な変更点

地理的表示規則（Geographical Indications (Amendment No. 2) Rules2022）は、以下のサイトで確認できる。

<https://sso.agc.gov.sg/SL-Supp/S398-2022/Published/20220523?DocDate=20220523>

地理的表示に関する手続の主な変更点は、以下のとおりである。

(a) 所有者の詳細情報の訂正または修正手続の導入（地理的表示規則 18 修正）  
前記 2.(g)と同様である。

### 【ソース】

・ 通達 No.1/2022（Circular No. 1 of 2022）

（英語） [https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/circulars/\(2022\)-circular-no-1.pdf](https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/circulars/(2022)-circular-no-1.pdf)

・ 特許法

（英語） <https://sso.agc.gov.sg/SL/PA1994-R1?DocDate=20240815&WholeDoc=1>

（日本語） <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/singapore-tokkyo.pdf>

・ 特許規則

（英語） <https://sso.agc.gov.sg//SL/PA1994-R1>

（日本語） [https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/singapore-tokkyo\\_kisoku.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/singapore-tokkyo_kisoku.pdf)

## ・ 植物品種保護法

(英語) <https://sso.agc.gov.sg//Act/PVPA2004>

## ・ 意匠法

(英語) <https://sso.agc.gov.sg//Act/RDA2000>(日本語) <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/singapore-ishou.pdf>

## ・ 意匠規則

(英語) <https://sso.agc.gov.sg//SL/266-R1?DocDate=20220523>(日本語) [https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/singapore-ishou\\_kisoku.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/singapore-ishou_kisoku.pdf)

## ・ 商標規則

(英語) <https://sso.agc.gov.sg//SL/332-R1?DocDate=20220523>(日本語) [https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/singapore-shouhyou\\_kisoku.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/singapore-shouhyou_kisoku.pdf)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)

\*なお、本稿は、2022年12月1日付作成・2023年3月16日付公開された記事を、一部修正（英文原稿から日本語への翻訳を一部修正）して再公開するものである。